

能登町公告第10号

能登町全庁業務量調査及び業務改革（BPR）支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年3月15日

能登町長 大森 凡世

1. 目的

国が進めるデジタル社会の実現に向けた施策を踏まえ、行政業務のデジタル化・効率化を図るため、民間コンサルティング事業者等の知見を活用し全庁的に各業務の業務フロー、所要時間等を把握・分析し、課題を抽出するとともに業務改革（BPR）を効果的に実施することを目的とする。

2. 業務名

能登町全庁業務量調査及び業務改革（BPR）支援業務委託

3. 業務内容

「能登町全庁業務量調査及び業務改革（BPR）支援業務委託仕様書」のとおり

4. 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合は、失格とする。

また、受託候補者決定後の最終の見積額の提出においては、予算額以下で設定するものとする。

6. 受託候補者の選定方法

本業務は、公募型プロポーザルにより受託候補者を決定する。

7. 参加資格

- (1) 能登町財務規則（平成17年能登町規則第33号）第86条第2項に規定する競争入札参加者名簿（物品・その他）に登録されていること。ただし、現在、入札参加資格者名簿に登録をしていない場合には、審査会実施日までに、競争入札参加者名簿（物品・その他）に登録申請を行うこと。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) に規定する資格不適合事由に該当しないこと。
- (3) 次のいずれかの申立てがなされていないこと。
- ア 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 法人及びその役員が、能登町暴力団排除条例 (平成 24 年能登町条例第 2 号) に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 過去に地方公共団体への業務プロセス分析調査の実績があること。(業務の一部又は個人としての実績も含む。)

8. スケジュール

本業務委託に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	日程	備考
①事業の公示	令和 5 年 3 月 15 日 (水)	HP 公開
②質問受付期限	令和 5 年 3 月 23 日 (木)	11 時 00 分まで
③質問回答期限	令和 5 年 3 月 27 日 (月)	17 時 00 分まで
④参加表明書提出期限	令和 5 年 3 月 31 日 (金)	16 時 00 分まで
⑤提案資格確認結果通知	令和 5 年 4 月 7 日 (金)	
⑥提案書及び見積書提出期限	令和 5 年 4 月 19 日 (水)	16 時 00 分まで
⑦選定委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング)	令和 5 年 4 月 28 日 (金)	
⑧審査結果通知	令和 5 年 5 月上旬	
⑨契約締結	令和 5 年 5 月中旬	

9. 参加手続等

(1) 受付期間

令和5年3月15日（水）～令和5年3月31日（金）午後4時00分

(2) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送する場合は、令和5年3月31日までの消印があるものとし、事前に担当課に連絡すること。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務受託実績書（様式第2号）

ウ 会社概要及び財務状況（任意様式）

エ 実施体制調書（様式第3号）

※町の競争入札参加者名簿（物品・その他）に登録していない事業者は、次に掲げる書類を添付すること。

オ 登記事項証明書

カ 印鑑証明

キ 法人税・消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

ク 財務諸表（写し可）

ケ 役員等名簿（様式第4号）

10. 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに対する質問は、電子メールにより質問書（様式第5号）を、「13. 書類の提出先」宛に提出すること。

(2) 質問の受付期間

令和5年3月15日（水）～令和5年3月23日（木）午前11時00分

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、令和5年3月27日（月）午後5時00分までに、電子メールにて行う。また、参加表明書を提出した全ての者に通知すべき内容であると担当課が判断した場合は、質問内容及び回答について全ての者に電子メールで送付する。

11. 提案資格の決定及び通知

参加表明書等の内容を審査し、令和5年4月7日（金）までに参加表明書に記入されたメールアドレス宛に結果を通知する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を付して通知する。

12. 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和5年4月7日（金）～令和5年4月21日（水）午後4時00分

(2) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送する場合は、令和5年4月21日までの消印があるものとし、事前に担当課に連絡すること。

(3) 提出書類

ア 提案書（様式第6号）

イ 提案内容（任意様式、日本産業規格A4、カラー）

提案内容は、表紙、目次を除き20ページ以内、文字サイズは11ポイント以上（図、表、画像を除く）、とし、ページ番号を付して片面印刷とすること。

ウ 業務スケジュール表（様式任意）

エ 見積書及び内訳書（様式任意、代表社印不要）

見積書には、合計金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載し、内訳書には、人件費、諸経費等の積算の内容が判別できるよう詳細に記載すること。

(4) 作成・提出上の留意事項

ア 提案書は、13.(3)アからエを正本したものを7部提出とする。

イ 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

ウ 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。

エ 提出された提案書等は、返却しない。なお、提出書類は、事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) プレゼンテーションの順番

本町が企画提案書を受理した事業者順により実施する。

(6) 参加辞退

企画提案書の提出を行わない者は、辞退届（様式第7号）を令和5年4月21日（水）午後4時00分までに持参、郵送（必着）、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

13. 書類の提出先（担当課）

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

能登町役場総務課 行政係

電話番号：0768-62-1000 FAX：0768-62-4506

メールアドレス：soumu@town.noto.lg.jp

14. プレゼンテーション

選定委員会において、企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

日時	令和5年4月28日（金） ※詳細な時間は、後日案内する。
場所	能登町役場 3階302会議室（予定）
時間	1事業者40分程度 （準備5分、プレゼンテーション30分、質疑等5分程度）
説明	企画提案書に基づき説明を行うこと。なお、本業務に直接携わる業務担当者は、必ず出席すること。
参加人数	4人以内
その他	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクターの機器類は、本町で用意する。 なお、HDMI ケーブルが接続できるパソコンその他の機材については、参加者で準備すること。・プレゼンテーションは、非公開とする。・本プロポーザルに参加する事業者が1社である場合において、選定委員会が不適合と認めた場合は、選定しない。・提示金額が「5. 提案上限額」を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

15. 受託候補者の選定

選定委員会による審査を経て、受託候補者を選定する。

(1) 選定基準

選定委員会において、下表「審査基準」に基づき評価を行い、審査の合計点で、最高点を得た者を受託候補者として、次点の提案者を補欠として選定する。

(2) 結果通知

結果については、令和5年5月上旬までに、全ての参加者に対し、書面にて通知する。

(3) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、選定委員会の合議により上位者を決定する。

(4) その他

審査における経緯、内容及び結果等に対する異議や問合せには応じない。

審査項目	内容	配点
業務方針	業務の趣旨を理解し企画・提案しているか	10
業務体制	業務に対する実施体制・作業内容及びスケジュールが明確であり、無理なく円滑に進められるか	20
調査の手法	目的を達する調査方法の手法の提案がなされ、調査手法は職員の負担になり過ぎていないか	30
講座・研修会	業務の趣旨・目的を職員に理解させ、積極的な協力が引き出せるような体制となっているか	20
ヒアリング体制	委託者への十分なサポート体制が構築されているか	20
業務分析の手法	分析結果は理解・利用しやすい形となっているか	20
課題抽出・改善策の実効性	課題点の抽出方法について、具体的な提案がされているか	30
業務分析の継続手法	分析結果は継続的にデジタル化を見据えBPRに資する内容となっているか	20
独自提案	本町の今後の将来性を見据え、現状・課題等を適格に捉え、独自性の高い提案がされているか	20
見積額 (資料審査)	金額の高低及び金額の根拠・妥当性	10
合計		200

※委員一人当たりの持ち点の合計は、200点とする。

16. 受託候補者選定後の委託契約の手続

企画提案書の内容について、本町と受託候補者との協議により仕様書を調整し、業務内容を決定後、能登町財務規則に定める随意契約の手続に基づき、再度の見積書により契約書を取り交わすものとする。

なお、協議内容が不調となった場合は、次点の受託候補者と契約締結の協議を行うものとする。

17. その他

- (1) 提案者が全くなかった場合を除き、プロポーザルは実施する。
- (2) 提案書等の作成及びプロポーザルに要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とし、契約後においては、契約を解除する。
- (4) この他、不明な点については、能登町総務課まで問い合わせること。